

平成20年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成20年9月12日 午前10時05分 開会
午後 0時29分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗
市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	安 川 登
消 防 長	北 川 武 雄	代 表 監 査 委 員	浅 井 信 由

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 島 克 比 虎	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 吉 村 優 子 12番 野 志 昭

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3	報第6号	平成19年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第4	報第7号	平成19年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第5	認第1号	平成19年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第6	認第2号	平成19年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第7	認第3号	平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
日程第8	認第4号	平成19年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
日程第9	認第5号	平成19年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第10	認第6号	平成19年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
日程第11	認第7号	平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
日程第12	認第8号	平成19年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
日程第13	認第9号	平成19年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
日程第14	認第10号	平成19年度葛城市水道事業会計決算の認定について
日程第15	議第48号	葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第16	議第49号	葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例を制定することについて
日程第17	議第50号	葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程第18	議第51号	葛城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて
日程第19	議第52号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程第20	議第53号	葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第21	議第54号	葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
日程第22	議第55号	損害賠償の額を定め、和解することについて
日程第23	議第56号	損害賠償の額を定め、和解することについて
日程第24	議第57号	損害賠償の額を定め、和解することについて
日程第25	議第58号	工事協定の締結について(和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事について)
日程第26	議第59号	平成20年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
日程第27	議第60号	平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
日程第28	議第61号	平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時05分

西川議長 ただいまの出席議員、全員出席であり、定足数に達しておりますので、平成20年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成20年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、議員各位の格段の協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第28までの26議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、報告書によりご了承願いたいと思います。

また、民生水道常任委員会から、7月に実施されました視察研修について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご了承願います。

次に、今回提出されました意見書につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願いたいと思います。

市長。

吉川市長 本日、葛城市議会平成20年第3回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には公私とも何かとご多用の中、出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に付議いたします案件は、平成19年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について、ほか25件でございます。提案の都度ご説明を申し上げますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、招集のごあいさつといたします。本日はどうもご苦労さんでございます。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、5番、吉村優子君、12番、野志昭君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

14番、南要君。

南 議会運営委員長 それでは、報告をいたします。平成20年第3回葛城市議会定例会に当たり、去る9月1日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてを報告いたします。

まず、議事日程及び審査方法でございますが、日程第3、報第6号議案と日程第4、報第7号議案につきましては報告案件でございますので、一括上程し、その内容説明を受け、監査委員の審査報告の後、質疑のみを行います。

次に、日程第5、認第1号から日程第14、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容の説明を受け、監査委員の決算審査報告の後、一括質疑まで行い、各常任委員会より3名ずつ選出された議員でもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第15、議第48号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第49号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決まで行います。

次に、日程第17、議第50号から日程第21、議第54号の5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第22、議第55号から日程第24、議題57号の3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、都市産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、日程第25、議第58号議案につきましては、上程し、その内容説明を受け、質疑まで行い、都市産業常任委員会に審査を付託いたします。

最後に、日程第26、議第59号から日程第28、議第61号までの3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、議第59号議案を総務文教常任委員会に、議第60号、61号議案を民生水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりであります。

会期は、本日9月12日から9月30日までの19日間とし、16日午前9時30分から総務文教常任委員会、17日午前9時30分から民生水道常任委員会、18日午前9時30分から都市産業常任委員会、19日、22日、24日午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

25日、26日は予備日とし、29日、30日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果報告を願い、質疑、討論の後、採決、一般質問を行います。

続いて、意見書案等は6件でございますが、お手元に配布のとおり、所管において協議願います。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願います。なお、制限時間は質疑、答弁を含めて1人60分であります。

以上、報告といたします。皆様のご理解をお願いいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日12日から30日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日12日から30日までの19日間と決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第6号議案と日程第4、報第7号議案についてを一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第6号、報第7号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、報第6号 平成19年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布をされまして、地方公共団体は、平成19年度決算から毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付して、その意見をつけて議会に報告をするとともに、市民に対しまして公表するということが義務づけられたところでございます。この健全化判断比率の内容といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標でございます。

まず、実質赤字比率につきましては、実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、本市の実質収支は黒字でございます。

また、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、本市の実質収支は黒字でございます。また、資金不足は発生しておりません。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。本市では平成17年度から平成19年度の3カ年の平均で14.3%でございます。早期健全化基準の25%をかなり下回っている状況でございます。

また、将来負担比率につきましては、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。本市では104.2%でございます。早期健全化基準の350%を大きく下回っておりまして、健全化判断比率はいずれも健全な段階と判断されるわけでございます。しかしながら、基金残高の減少や市債の今後の状況を踏まえ、財政運営に当たっては、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みをなお一層進めていく必要があると考えております。

次に、報第7号 平成19年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてございま

す。本報告につきましては、先ほどの報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして報告をするものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成19年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は、211万6,788円と黒字になっておりまして、資金不足は生じておりません。しかしながら、歳入におきましては、一般会計から9億5,000万円の繰り入れをいたしておりますので、今後とも水洗化率の向上に努めるとともに、使用料金の確保、また、下水道事業債の繰上償還等効率的な事業運営を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払金を含む流動負債5,871万9,976円に対しまして、現金預金等の流動資産は21億4,416万4,783円でございます。流動資産が流動負債を上回っておりますので資金不足は発生しておりません。しかしながら、今後、老朽施設の耐震工事等、改良、更新に多額の費用を要する時期を迎えてまいりますので、より一層の事業の効率化に努めてまいります。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より、報第6号と報第7号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、浅井信由君。

浅井代表監査委員 おはようございます。

それでは、ただいまから、平成19年度葛城市財政健全化及び経営健全化の審査結果を報告いたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

さて、審査の方法は、財政健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類、また、経営健全化については、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類等が市長から提出され、それぞれの比率及びその算定基礎が適正に記載されている書類であるかどうか、主眼として審査実施いたしました。その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。葛城市においては、健全化判断比率に係る4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標等、いずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回った、十分クリアされた健全な財政状況であります。しかし、基金の残高が減少基調となっていることや、市債の今後の状況を踏まえ、より一層の収入確保と歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

今後とも行財政改革を積極的に進めるとともに、現在導入が進められている行政評価システムを有効に活用して、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した節減、合理化に努められることを望みます。また、あわせて企業誘致など地域経済の活性化によって新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率向上を図り、より健全で効率的な行政運営を推進されるよう望むものであります。

以上をもって財政健全化及び経営健全化の審査結果の報告を終わります。葛城市監査委員、浅井信由、同じく石井文司。

以上でございます。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案につきましては、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、認第1号から日程第14、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認第1号 平成19年度葛城市一般会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は123億830万9,999円で、予算現額に対します収入率は94.7%でございます。歳出決算額は119億5,983万5,815円で、予算現額に対します執行率は92.1%となっております。歳入歳出差引残額は3億4,847万4,184円となり、翌年度へ繰り越しをすべき財源1億7,186万7,509円を差し引きました実質収支額は、1億7,660万6,675円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、4億6,610万1,000円の減となっております、平成19年度末の現在高は24億1,027万6,000円となった次第でございます。

次に、認第2号 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は34億7,076万7,379円で、予算現額に対します収入率は98.1%でございます。歳出決算は34億4,991万5,119円で、予算現額に対します執行率は97.5%となったところでございます。歳入歳出差引残額は2,085万2,260円ございまして、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては5,991万円の減となっております、平成19年度末の現在高は、21万7,000円となっております。

次に、認第3号 平成19年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は25億6,228万6,515円で、予算現額に対します収入率は96.6%でございます。歳出決算額は25億7,707万8,569円で、予算現額に対します執行率は97.1%となっております。歳入歳出差引残額はマイナス1,479万2,054円の赤字で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号 平成19年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。保険事業勘定での歳入決算額は17億5,619万8,425円で、予算現額に対します収入率は99.0%でございます。歳出決算額は17億649万1,524円ございまして、予算現額に対します執行率は96.2%となっております。歳入歳出差引残額は4,970万6,901円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、3,551万3,000円の増となっております、平成19年度末の現在高は5,079万2,000円となったところでございます。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額とも1,277万7,261円で、予算現額に対

します収入・執行率はともに93.3%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号 平成19年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は21億7,874万8,856円で、予算現額に対します収入率は98.9%でございます。歳出決算額は21億7,663万2,068円でございます。予算現額に対します執行率は98.8%となっております。歳入歳出差引残額は211万6,788円でございます。実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号 平成19年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は2億6,875万5,927円で、予算現額に対します収入率は99.9%でございます。歳出決算額は2億6,630万7,759円でございます。予算現額に対します執行率は99.0%となっております。歳入歳出差引残額は244万8,168円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号 平成19年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は586万6,277円で、予算現額に対します収入率は101.3%でございます。歳出決算額は576万6,244円で、予算現額に対します執行率は99.6%となっております。歳入歳出差引残額は10万33円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入決算額は6,242万6,443円で、予算現額に対します収入率は52.7%でございます。歳出決算額は5,352万5,574円で、予算現額に対します執行率は45.2%となっております。歳入歳出差引残額は890万869円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては131万8,000円の減となっております。平成19年度末の現在高は2億1,481万6,000円となったところでございます。

次に、認第9号 平成19年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございます。歳入歳出決算額ともに1,459万8,834円で、予算現額に対します収入・執行率はともに86.4%となっております。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号 平成19年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございます。収益的収支の水道事業収益につきましては7億7,664万1,842円で、予算現額に対します収入率は97.7%でございます。一方、水道事業費用は7億705万1,589円でございます。予算現額に対します執行率は92.6%となったところでございます。なお、決算額そのものは消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は7,106万3,156円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は1億9,455万287円でございます。予算現額に対します収入率は143.2%でございます。一方、支出額は2億8,777万264円でございます。予算現額に対します執行率は98.5%となっております。この資本的収支におけます9,321万9,977円の不足額に対しましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

西川議長 次に、監査委員より、認第1号から認第10号までの10議案の決算審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、浅井信由君。

浅井代表監査委員 それでは、ただいまから、平成19年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果について報告いたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係諸帳簿と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討いたし、あわせて必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令の諸規定に準拠し作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合、点検いたしましたところ計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。しかし、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の一部に収入未済額は恒常的に生じています。しかし、今年度は残高的には前年度比、減少しております。また、過年度分を含む滞納金等については、その滞納金の整理、徴収体制を強化され、徴税等に鋭意努力された結果、その成果が着実にあらわれているものと言えます。しかし、なお、税、料の公平性及び歳入確保の観点から、徴税等になお一層の努力を願うものであります。

また、人件費の中で、時間外勤務の執行については、真にやむを得ないことであることは言うまでもありませんが、一部に偏重した超過勤務の時間数が多く出ている事例が見受けられました。専門的に従事しているなどの事情はあるものの、職員の健康上、また過重勤務防止の面からも、職員相互の協力体制をつくり、業務の内容及び作業量を見きわめ、適正な人員配置とバランスのとれた効率的な執行に努められることを切望するものであります。本年度は、まちづくり交付金事業、街路事業、災害復旧事業、また霊苑整備事業など、多くの事業が次年度に繰り越しされています。やむを得ない理由があったことと考えますが、早期完工に努められるよう望むものであります。

今年度は総合計画のスタートの年であり、小学校・中学校の地震補強、大規模改造等施設整備事業をはじめ、土地改良事業、下水道事業等々なすべき事業が執行されており、加えて物件費、扶助費、補助費等も増加し、本年度決算は歳入歳出とも前年比増加決算となっております。一方、人件費、公債費等は減少しており、実質収支は黒字が計上され、全体的に順調な決算であったと考えます。普通会計の財政指標は、經常収支比率、財政力指数、公債費比率等、全般的に数値は好転していることに深く敬意を表するものであります。しかし、基金が毎年取り崩されており、現在高は年々減少していること、この状況をしっかりと認識して、さらに景気の動向は不透明で、本市においてもその先行きは不安定な状況にあります。三位一体の改革が進む中、地方交付税等經常一般財源の減少や、医療をはじめとする社会保障経費の増加等のために、本市の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているものと言

えます。このような内外の厳しい社会経済情勢下にあつて、本市では「住み続けたいまち、住んでみたいまち葛城市」を目指し、総合計画に掲げる具体的な方策に沿つて、新市建設計画に定める事業の執行や、子供たちをはじめ市民が安心して暮らせるまちづくりのために、各種の施策推進にも取り組んでいかなければならない状況にあると思います。行政改革大綱に基づいて定められた集中改革プランに沿つて、事務事業の合理化、民間委託等を推進し、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減、合理化など、財政の健全性に全庁で取り組まれているところでありますが、さらに、この監査結果を踏まえて、効率的で質の高い市政運営を推進しつつ、最少の経費で最大の効果が上がるよう取り組むことが緊要であると考えます。そして、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものでございます。以上をもって審査の結果報告を終わります。監査委員、浅井信由、同じく石井文司。

以上でございます。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よつて、認第1号から認第10号までの10議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時51分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告をいたします。

決算特別委員会委員長には阿古和彦君、同じく副委員長には岡島辰雄君でございます。

以上です。

次に、日程第15、議第48号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第48号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、葛城市体力づくりセンター、ウェルネス新庄の指定管理者について、提案をいたすものでございます。現在の管理運営につきましては、平成15年に株式会社コナミスポーツ&ライフ側から提出があった体力づくりセンター10年間の事業収支計画に基づきまして、株式会社コナミスポーツ&ライフが運営をいたしているところでございます。現在までの安定した管理運営実績がございますので、引き続き株式会社コナミスポーツ&ライフに指定したいので、議決をお願いするものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議第48号議案は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いします。

次に、日程第16、議第49号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第49号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例を制定することにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が「議員報酬」に改められたことに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、第1条では目的を、第2条では議員報酬の額として議長、副議長及び議員の報酬月額を、第3条では支給の始期等を、また第4条では支給方法を、第5条では費用弁償を、第6条では期末手当を、第7条では委任事項をそれぞれ規定するものでございます。また、附則につきましては、葛城市特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第50号から日程第21、議第54号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第50号から議第54号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第50号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、株式会社日本政策金融公庫法が制定されまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が解散となりましたので、「公庫の予算及び決算に関する法律第1条の規定による公庫」を、「沖縄振興開発基金公庫」に改めるものでございます。

次に、議第51号 葛城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

次に、議第52号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、地方公共団体に置くこととされました会計管理者を部長級として位置づける改正となっております。

次に、議第53号 葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方自治法の一部改正する法律が平成20年4月に公布されたことによる改正でございます。改正の主なものでございますが、まず、地方公共団体に対する寄附金税制につきまして、5,000円を超える部分について、所得税の控除とあわせて、住民税所得割の1割を限度に税額控除できる「ふるさと納税」等の寄附金税制の改正となっております。

また、公的年金から特別徴収制度につきましては、65歳以上の方の公的年金に係る個人市民税を年金額18万円以下、または税額が年金支払い額を越す場合を除き、平成21年10月支払い分の年金から特別徴収する制度の創設に伴う改正となっております。

また、上場株式の軽減税率の廃止につきましては、上場株式による配当、株式譲渡所得の軽減税率廃止に伴い、改めて2年間の軽減税率が措置されることとなったことによりまして改正でございます。

また、納期につきましては、住民税及び固定資産税の納期を3期から4期にふやし、1期

あたりの納税額を引き下げる改正となっております。

最後に、議第54号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、株式会社日本政策金融公庫が制定されまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が解散となりましたので、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第50号から議第54号の5議案は、総務文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第22、議第55号から日程第24、議第57号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第55号から議第57号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。本3議案につきましては、本年5月25日の集中豪雨によりまして、まちづくり交付金事業で実施をしております道路橋りょう工事に起因して、笛堂地内の甘田川が冠水をいたしまして、3戸の農家に対する農作物被害が発生いたしました。このたび3名の相手方と和解に至りましたので、議決をお願いするものでございます。

最初に、議第55号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございますが、本案につきましては、被害の相手方に対しまして182万8,000円の損害賠償の額を定め、和解するものでございます。

次に、議第56号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございますが、本案につきましては、被害の相手方に対しまして85万8,000円の損害賠償の額を定めまして、和解するものでございます。

次に、議第57号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございますが、本案につきましては、被害の相手方に対しまして29万7,000円の損害賠償の額を定め、和解するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第57号議案は、都市産業常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第25、議第58号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第58号 工事協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、柿本地内で実施をいたしております「和歌山線高田・大和新庄間の柿本架道橋改築工事」の協定を締結するものでございます。この工事の全体基本協定額といたしましては9億3,673万1,000円でございます。平成20年度協定額は3億482万円、また、平成21年度協定額は6億3,191万1,000円となっております。本案につきましては平成20年度の協定3億482万円につきましては、議決をお願いするものでございます。また、協定の相手方につきましては、西日本旅客鉄道株式会社取締役兼常務執行役員大阪支社長、山本章義でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

17番、白石君。

白石議員 ただいま説明がありました議第58号 工事協定の締結について、若干の質疑をしたいと思います。本議案は、常任委員会に付託されるということですので、その点を踏まえて質疑を行います。

ご承知のように、JR和歌山線の柿本地内のガードの拡幅工事にかかわる議案でございます。本件工事については、本来なら地方自治体の事務事業の執行に当たって、地方自治法第124条の契約の規定に基づいて、競争性や透明性、あるいは公正性を確保する、そういう執行が求められる、このように思うわけであります。そこで、協定という形でJR西日本との契約をし、実施をする、その採用するに至った理由について、経過についてお伺いをしたいということと、その協定、協議の内容について、さらに突っ込んでお伺いをしておきたい、このように思います。

2番目であります。昨今、地方自治体の財政は、三位一体改革のもとで大変厳しい状況にあり、市長もその財政の状況にあわせて事務事業の見直しをする、歳出の削減を図っていくと、このように申しております。我が党も当然事務事業について、とりわけ公共事業については、抜本的な大胆な見直しをし、歳出の削減を図るべきだ、このように主張してきているところであります。このことから考えて、今、市長の説明ありました基本協定で9億3,673万1,000円、そして本議案で提案されている平成20年度協定で3億482万円ということでもありますけれども、これらは事業費の削減という点からどのような努力をされ、どのような成果のもとにこのような金額になったのかという点をお伺いをしておきたい。

3番目は、ご承知のように、本予算は、平成19年の12月の定例会に地元協議が整ったという形で提案されました。しかし、その後地元との合意に至らず明許繰り越しをすると、こういう事態になったわけであります。このたびのこの提案は、当然地元合意が整ったということでのことだというふうに思うわけでありますが、その点の地元合意に至る経過、どのよう

な合意のもとで提案されたか、説明を求めておきたいと思います。

以上です。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、ただいまのご質問につきまして、ご回答申し上げたいと思います。

まず、協定内容につきましては、今回は軌道敷、アンダーでこの道路を広げていくという工事契約でございますけれども、こういった鉄道関係につきましては、踏み切り等も同じでございますけれども、やはり旅客の安全を守るということで、我々行政側が仕事を発注するのではなしに、軌道を管理しております鉄道会社の方で事業をお願いするということになっておりますので、今回におきましても、鉄道管理者でございますJRの方にこの事業の方をお願いするということでございます。

それから、2番目のご質問でございます協定における工事金額ということでございますけれども、これにつきましては、JR側の方での工事金額の算定ということになってまいります。それから、打ち合わせの段階におきましては、私の方からも十分申し上げたんですけども、この工事費を算定されるについてこういった歩掛かりにおいて設計金額を算出されるのかというご質問をJR側としてまいっております。JR側におきましても、国土交通省が出しております工事歩掛かり、これによりまして工事の算定をするということになっております。だから、我々におきましても、この工事につきましては国の補助金をいただいておりますので、当然会計検査員の検査を受けるということになりますので、この工事書につきましては、最終設計書をお借りいたしまして、我々が現在使用しております工事歩掛かり、これと照らし合わせながら、妥当であるかどうかというのを最終的な判断をさせていただくという予定をしております。ただ、歩掛かり内容につきましては、我々が利用しております工事材料の金額でありますとか、また労務単価、こういったものは幾分の違いが出てくる模様であろうという予測は立てております。

それから、地元合意の方につきましては、これ、以前からもお話しさせてもらっておりますように、要望の中で地元の方からも要望をいただきまして、それから私、この事業を担当させていただいてからでも2回、地元の方とお話し合いをさせていただきまして、事業を進めていくということで合意になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

西川議長 市長。

吉川市長 白石議員の質問の中で、事業の財政状況等を勘案しながら、事業の見直しの件でございます。当事業につきましては、今までからご説明を申し上げておりますように、まちづくり交付金事業ということで、いわゆる区画整理事業と道路と公園事業、そういう3つの事業を一体として実施していくと、こういうことになっているわけでございます。もちろん、最近の地方財政が大変厳しい状況でございますので、我々といたしましても、できる限りそうしたことでの削減すべきもの、あるいはまた計画変更すべきもの、そうしたものについては協議をしながら削減してまいったところでございます。

今現在の道路のことでございますけれども、一連の事業としては、24号線を西へ超えて北の

方へこう振りながら、イムラ封筒の北側の道路につけていくと、こういう計画でございました。東の方は24号線から、今提案をしております、JRの下をくぐりまして葛城川の堤防までという1つの事業でございました。この間、先ほどから意見が出ておりますように、これからの財政的なこともございますので、その道路を東の方で経済効果の出る範囲ということをお願いしまして、計画の見直しを図ったところでございます。

また、このJR下の工事につきましては、先ほど部長も答弁をいたしましたように軌道下の工事でございますので、途中でとめられないということでございますので、これだけはひとつ、今、国の方でも内示をいただいておりますこともございますので、計画どおり進めていきたい、こういう考え方で提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれ部長並びに市長からご答弁をいただきました。まず、工事協定の採用についてあります。もちろん私は鉄道を、その下を道路がくぐる、ガードをつくるということについては、これは軌道法あるいは交通法など諸法の規定があつて、ゼネコンといえども資格、技術がなければ当然できない工事だと、こういうことは理解をしております。しかし、できないからといって、協定という形でJRに委託料から工事までやっぱり丸投げをするという点では、これは地方自治法の趣旨に反するのではないかと。ご承知のように、地方自治法の第2条の1項13号は、最少の経費で最大の効果を得るようにしなければならない、このように規定をされていますし、契約においても、これは一般競争入札が原則になっているわけがあります。

でありますから、私は今度の協定において、協議の中身において、百歩譲って、委託料、いわゆるその設計については、これはJRにお任せしても、やはり工事についてはJR等が発注をしている業者等があるわけですから、そういう業者を条件つきで一般競争入札をするということは可能であったのではないかと。そういうことが協定を結ぶ協議の中で提案されたのかどうか、私はこのことが知りたいわけでありまして。とにかく9億3,000万円を超える、これは予定価格に当たるものでありますけれども、通常では、予定価格では、設計価格そのものが発注価格ということは考えられないわけで、これがそのまま協定どおり終わった、いやいやそれどころかオーバーをしてしまうというふうなことだつてあり得るのではないかと。思うんです。そのことからしたら、当然我々は、こういうJR西日本との随契とも言える契約の内容でいいのかということが問われているわけで、この点、協議の内容でそのような話に至らなかったのか、そういう点をお伺いしたいし、そういう可能性、そういうことはできないのかという点もお伺いしておきたい、このように思います。

これからしたらとっても、競争がないわけですから、全く契約の効果が出ないということになります。紹介しておきますけれども、平成19年の6月18日に入札した白中の北館棟の耐震工事、大規模改造では、これ大体予定価格の80.2%です。これが落札金額になっています。この平成20年に入札が行われた白中の武道館の新設工事についても、これも予定価格の80.75%、これは常識的に言えば、建築の場合は非常に厳しい経営が強いられるというか工事

が強られる。そういうものでもこういう80%台の落札になっているということからすれば、私はほんとうに適正な協定の内容なのかどうかということをおぼろげに言わざるを得ないわけですが、いかがでしょう。

そして、地元合意の点については、石田部長は自信を持って合意できているということでもありますので、その言葉を信用しておきたい、このように思います。

西川議長 石田部長。

石田都市産業部長 まず、工事発注段階におきます、行政から直接という問題でございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、鉄道の安全を考えていく中では、やはりこの管理者側に委託をするというのがベターであるという考えを私は持っております。それから、特に最近でしたか、JRの福知山線で大変な事故が起きましたけれども、この事故とは、今回当市が行おうとしている地下道の架道工事とは幾分内容が変わりますけれども、やはりそういった安全面を考える中では、管理者側に工事を委託するというのがベターであると考えております。

それから、JR側に協定、委託をすることによって競争性が働かないのではないかという問題でございますけれども、この辺につきましては打ち合わせの段階で、今白石議員からご指摘がありましたように、我々といたしましても、JR側から工事業者に発注される段階で、どういった内容になりますかというご質問をさせていただいております。やはり我々が行っております指名競争入札、また一般入札の内容と同じように、設計金額、その工事費を工事業者に委託しますよということはありませんという回答をJR側からいただいております。こういった打ち合わせを行って、やっと今回の協定ということになったわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 今、部長からご答弁をいただきました。部長の考えそのものが市長の考えだというふうに思うわけでありまして、やはり協定による、JRに工事を委託するという形での手法がまず前提にあって、私が今申しましたような、今日の地方自治体の財政状況が非常に大変な状況になっているということ、あるいは、いわゆるそういう契約に対する談合等諸問題で、国民の目が非常に厳しい状況になっていることから、JRには全て任せたいけれども今日の状況ではそれは難しいんだという形で、JRが指定をする、そういう有資格の業者を寄せて、集めて、条件つき一般競争入札というのは、私は技術的には可能なことだったのではないかとこのように思うわけでありまして。今日の財政状況や国民の、市民のこういう工事契約に係る目線からしたら、非常に従来そのままの考え方で発注をしているということについては、これは認めることはできないというふうに考えるわけでありまして。私は、事業の透明性、公正性、さらに競争性が発揮されて、地方自治体本来の役割を果たすべく求めて、質疑を終わっておきたいというふうに思います。

西川議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第58号議案は、都市産業常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第26、議第59号から日程第28、議第61号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第59号から議第61号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第59号 平成20年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,946万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,646万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、過誤納金の還付金、新庄小学校区学童保育所新築に伴う設計委託料、水と農地活用促進事業、団体営土地改良事業、道路橋りょう維持費の事業費の追加等でございます。

次に、議第60号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,663万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、特定健康診査の集団検診実施に伴います医師報奨費の追加等でございます。

最後に、議第61号 平成20年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,969万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,469万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、介護給付費負担金の国庫、県及び支払基金への返還と、介護保険料の余剰金の積み立てとなっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第59号議案は総務文教常任委員会に、議第60号と議第61号議案は民生水道常任委員会に付託し、審査を願います。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9月29日、30日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、16日午前9時30分から総務文教常任委員会、17日午前9時30分から民生水道常任委員会、18日午前9時30分から都市産業常任委員会、19日、22日、24日、それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程の日時に審査をよろしくお願

いたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後0時29分